令和９年度（２０２７年度）熊本県スクールカウンセラー募集案内

県教育委員会は、いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の未然防止防及び解消に向け、県内の公立小中学校及び県立学校並びに教育事務所等に教育相談体制を整備するために、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを次のとおり募集します。

１　募集職種

熊本県スクールカウンセラー（会計年度任用職員）

２　職務内容（変更の範囲）変更なし

所属長の指揮監督の下に、いじめや不登校、問題行動等の解決等に関する次の職務を行う。

（１）児童生徒、保護者等へのカウンセリング
（２）教職員に対する助言、援助
（３）教職員の資質能力向上のための研修等の講師
（４）家庭、地域、関係機関と連携した児童生徒への援助
（５）専門機関等への紹介

３　採用予定人数

４５名程度

４　勤務条件

（１）任用期間（予定）：令和９年（２０２７年）４月１日から令和１０年（２０２８年）３月３１日まで
※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。（更新回数は２回を上限）

（２）勤務時間：１ヶ月につき２０日以内、１週間につき２９時間以内とし、１日の標準勤務時間は６時間（３時間も可能）

（３）勤務地：県内９教育事務所(注1)、山鹿市教育委員会、大津町教育支援センター及び八代市教育支援センター
県内公立小中学校（熊本市を除く。）
県立学校（特別支援学校を含む。）

注１：宇城教育事務所（宇城市）、玉名教育事務所（玉名市）、菊池教育事務所（菊池市）、阿蘇教育事務所（阿蘇市）、上益城教育事務所（御船町）、八代教育事務所（八代市）、芦北教育事務所（芦北町）、球磨教育事務所（人吉市）、天草教育事務所（天草市）

（４）報酬額：１時間当たり５，０２０円（予定）
スクールカウンセラーに準ずる要件を満たす者　１時間当たり３，０５０円（予定）

※　通勤等に伴う費用については、県の規定による。
※　上記の報酬額は令和８年度実績。令和９年度については変更になることがある。

５　応募資格

以下の項目のすべてに該当する者

（１）地方公務員法第１６条の欠格条項に該当しない者(注2)

（２）次の各号のいずれかに該当する者
① 公認心理師
② 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
③ 精神科医
④ 児童生徒の臨床心理に関して高度な知識及び経験を有し、学校教育法第１条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者又はあった者
⑤ スクールカウンセラーに準ずる要件を満たす者
ア　大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について１年以上の経験を有する者
イ　大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、５年以上の経験を有する者

ウ　医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者

（３）希望勤務先は考慮するが、原則として、県内いずれの地域でも情熱を持って勤務できる者

（４）普通自動車の運転免許を有する者

（５）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科が無い者（別紙①を参照）

注２：地方公務員法　第１６条
次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。
１　禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
２　熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
３　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

６　選考方法

（１）書類選考
「５　応募資格」を満たしている者について、令和８年（２０２６年）１１月２０日（金）以降、書類選考通過者に通知する。

（２）面接試験（書類選考通過者）
・面接は、令和８年（２０２６年）１１月３０日（月）～１２月４日（金）に実施予定。
・結果については、令和８年（２０２６年）１２月１５日（火）以降に、面接受験者に通知する。

７　申込方法

・応募者は、令和８年（２０２６年）１１月１３日（金）まで（必着）に、以下の書類を熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課へ持参又は郵送すること。
・持参の場合の受付は、平日８：３０～１７：１５（１２：００～１３：００を除く）。郵送の場合は、必ず特定記録郵便にすること。

（１）令和９年度（２０２７年度）熊本県スクールカウンセラー応募用紙
（２）受験票を貼った官製はがき
（３）令和９年度（２０２７年度）熊本県スクールカウンセラー採用試験申込書
（４）５　応募資格（２）を証明する書類
・公認心理師…公認心理師試験合格証の写し、公認心理師登録のための手続き費用の振込控えの写し等
・臨床心理士…財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定にした認定証明書の写し等
（５）普通自動車の運転免許証の写し
（６）返信用封筒（宛名を明記し、１１０円切手を貼ること。）

８　その他

予算が成立しなかった場合、事業を中止する可能性がある。

【連絡先】〒８６２－８６０９
熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課（スクールカウンセラー担当）
ＴＥＬ：０９６－３３３－２７２０

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７ この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８ この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの